

第2部

途上国をめぐる 環境協力と国際的な環境政策の展開

第6章

文化遺産の保護をめぐる新たな国際的動向

野村好弘

はじめに

地球環境問題の外延は拡大しつつあり、従来の観念を固定化するとそれにおいつかない。世界的文化遺産の保全の問題はその一つである。日本人は国内的発想で物事を見る傾向がある。それによると環境庁がおこなっている行政の対象が環境問題であるということになる。しかしこのような見方は誤りである。環境問題の中身と性質は絶えず変動しつつあり、今日では拡大の方向に進みつつあるのである。環境庁だけで対処できる問題ではなく、文化庁、林野庁、通産省、建設省、運輸省などにまたがる問題が多く、多省庁間協力と各省庁での環境良識の内在化が不可欠である。

国際的視点に立てば、ストックホルムの国連人間環境会議（1972年）以来、有害物質などによる環境汚染の停止、自然の生態系の代表的なものを含む天然資源の合理的管理、野生生物を含む自然の保護、適切な居住および都市化的計画、適当な人口政策などが環境問題の内容とされ、公害一辺倒だったそれまでの日本人の観念に大きな衝撃を与えた。その20年後に開催されたリオデジャネイロ会議（UNCED）では、新たに地球環境の悪化の防止、生物多様性の保全、持続可能な開発、グローバルパートナーシップの創出などが謳われた。

このように地球環境問題は、日本の国内的・既成的な概念と行政システムにとらわれないで、弾力的、変動的に捉えていく必要がある。文化遺産の保護の問題もその流れの中で考えるべきものだと思う。環境庁の環境行政をいかに国際的に展開していくか、という発想は本末転倒であり、むしろ国際的環境問題に対処するためには国内の行政組織の政策とマンパワーをいかに有機的に結合しインテグレイトすべきか、というふうに考えていくべきである。

前置きはこれぐらいにして、文化遺産に絞ってその保護につき、どのような法的な手法がとられているのか、またはとられようとしているのか、特徴は何か、各主体の役割は何か、などに関して考察することにしよう。

I 文化遺産の概念

はじめに「文化遺産」の概念の定義を明らかにしておく必要がある。文化遺産、文化的遺産、文化財など、同一対象物をいろいろな概念を用いて呼ぶ。多くの文献や法令を調べてはみたが、統一的、普遍的な定義はなく、それぞれの条約、法令の目的との関連で相対的に定義されているのが現状である。

(1) 1970年11月14日ユネスコ総会採択の「文化財の不法な輸入、輸出および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約」(以下、1970年ユネスコ条約という) 1条は、その条約の適用上、「文化財」を次のように定義している。

「この条約の適用上、『文化財』とは、宗教的理由によるかどうかを問わず、各国が考古学上、先史学上、歴史上、文学上、美術史または科学上重要なものとして特に指定した物件で次の種類に属するものをいう。

(i) 動物学上、植物学上、鉱物学上および解剖学上希少価値を有する収集品および標本ならびに古生物学上価値を有する物件。

(ii) 歴史(科学技術史、軍事史および社会史を含む)、各国の指導者、思想家、科学者および芸術家の生涯ならびに各国の重大な事件に関する物件。

- (iii) 考古学上の発掘(正規の発掘および盗掘を含む)または発見によって得られた物件。
 - (iv) 美術的若しくは歴史的記念物の部分または考古学的遺跡の部分。
 - (v) 製作後100年をこえる古器旧物。たとえば、銘文、貨幣、印鑑等。
 - (vi) 民族学的価値を有する物件。
 - (vii) 美術的価値を有する物件。
- ①肉筆の書画(生地および材料を問わないものとし、商業用デザインおよび手によって装飾した加工品を除く)。
- ②彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物件(材料を問わない)の原作品。
- ③銅版画、木版画、石版画その他の版画の原作品。
- ④美術的に構成し、または合成した物件(材料を問わない)の原作品。
- (viii) 希少価値を有する手書き文書ならびに単独でまたは一括して特別な価値(歴史的、美術的、科学的、文学的その他の価値)を有する古版本、書籍、文書および出版物。
- (ix) 単独のまたは一括された郵便切手、収入印紙およびこれらに類する物件。
- (x) 記録(音声、写真および映画によるものを含む)。
- (xi) 製作後100年をこえる家具および古い楽器。

(2) 1972年11月16日ユネスコ総会採択の「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(以下、世界遺産条約といふ)は、その1条において「文化遺産」を、2条において「自然遺産」の定義を行なっている。

第1条

「この条約の適用上、『文化遺産』とは、次のものをいう。

記念工作物

建築物、記念的意義を有する彫刻および絵画、考古学的な性質の物件

および構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合せであって、歴史上、芸術上または学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

建造物群

独立したまたは連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性または景観内の位置のために、歴史上、芸術上または学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

遺 跡

人工の所産（自然と結合したものを含む）および考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上または人類学上顕著な普遍的価値を有するもの」。

第2条

「この条約の適用上、『自然遺産』とは、次のものをいう。

無生物または生物の生成物または生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上または学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

地質学的または地形学的形成物および脅威にさらされている動物または植物の種の生息地または自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上または保存上顕著な普遍的価値を有するもの。

自然の風景地および区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上または景観上顕著な普遍的価値を有するもの」。

(3) 1995年6月UNIDROITローマ外交会議において採択された「盗取されまたは不法に輸出された文化財に関するUNIDROIT条約」2条は、その条約の適用上、「文化財」を次のように定義している。

「この条約の適用上、『文化財』とは、宗教的理由によるかどうかを問わず、考古学上、先史学上、歴史上、文学上、美術上または科学上重要なものであって、文化財の不法な輸入、輸出および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する1970年の国際連合教育科学文化機関(UNESCO)条約第1条に掲げる種類に属するようなものをいう」。

(4) 国内法に目を転じて見ると、1950(昭和25)年に公布された文化財保護法は、その2条で「文化財」を次のように定義している。

「この法律で『文化財』とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下『有形文化財』という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下『無形文化財』という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下『民俗文化財』という。）
 - 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下『記念物』という。）
 - 五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を成形している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下『伝統的建造物群』という。）」
- 上記2条1項4号の記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物として指定することができる（文化財保護法第69条1項）。そのうち特に重要なものは、特別史跡、特別名勝または特別天然記念物に指定することができる（同条2項）。

このように文化財保護法の文化財、とりわけ記念物の範囲はすこぶる広く、ユネスコの世界遺産条約にいう文化遺産と自然遺産の両方をすっぽりと包含する概念といえよう。

II 世界遺産条約について

1. 経緯と趣旨

世界遺産条約は、⁽²⁾ 1972年11月16日にユネスコ総会において採択された。ストックホルム会議が開かれた同じ年である。日本は20年後の92年6月の国会において批准を承認した。日本は126番目の締約国となった。95年1月現在、締約国の数は136カ国である。アジアでは、パキスタン、インド、ネパール、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、中国、ラオス、カンボジア、タイ、ベトナム、韓国、マレーシア、インドネシア、モンゴルなどが、締約国である。

この条約の趣旨は、世界的に際立ってすぐれた価値を有する自然環境や文化的資産を、人類全体のための貴重な遺産として将来にわたって保護・保存し、将来の世代に伝えることにある。

2. 保護の方法

この条約は、保護を図るべき世界遺産を締約国からの推薦にもとづいて検討し、判断の上、世界遺産リストに登録し、締約国の拠出金によって作られた「世界遺産基金」によって、各国が行なう保護対策を援助する、という方法をとっている。ただし先進国は、自國の力で対策を講じなければならない。1995年7月現在、全世界で文化遺産が326件、自然遺産が97件、両者の複合的遺産が17件、計440件が登録されている。アジア諸国の登録済み世界遺産は図6-1のとおりである。日本からは、文化遺産として、法隆寺地域の仏教建造物（登録は1993年12月）、姫路城（93年12月）、古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）（94年12月）の3件が、自然遺産として、白神山地（93年12月）、屋久島（93年12月）の2件が登録されている。

世界遺産リストに登録されている遺産の中で、極度の危機に陥っており、緊急の措置を必要とされるものは、「危機にさらされている世界遺産リスト」に登録され、全世界に知らされる。1994年7月現在、17件がこのリストに登録されている。アジアでは、インドのマナス野生動物保護区とカンボジアのアンコール遺跡群がそれに含まれる（図6-1）。

3. 国際的保護の体制

この条約の7条は、「この条約において、世界の文化遺産および自然遺産の国際的保護とは、締約国がその文化遺産および自然遺産を保存しおよび認定するために努力することを支援するための国際的な協力および援助の体制を確立することであると了解される」と規定する。

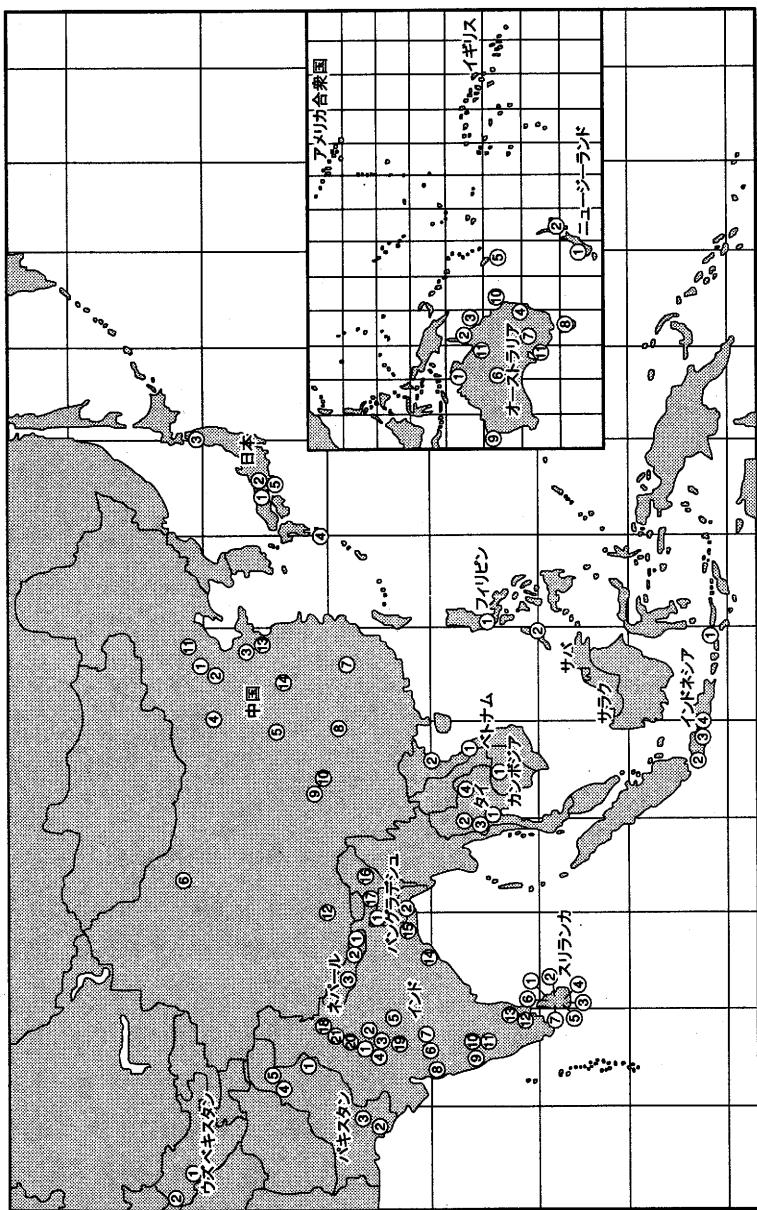
具体的には、世界遺産の保護のための政府間委員会、すなわち「世界遺産委員会」を設置している。⁽³⁾世界遺産委員会は自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の標題で作成し公表する（11条2項）。そのうち、重要かつ特別な危険にさらされ、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が必要とされるものの一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」として作成し公表する（11条4項）。

国際的保護のための財政的基礎は、「世界遺産基金」である。これは、ユネスコの財政規則に基づく信託基金であり（15条1、2項）、締約国の分担金、任意拠出金、それ以外の政府、国際機関、私的機関、個人の拠出金、贈与、遺贈から成る（15条3項）。

国際的援助の要請手続、条件および態様については、19条以下にくわしく規定されている。国際的援助の対象となる世界遺産は、前記ふたつの一覧表に記載されたものに限られる（20条）。要請できるのは締約国であり、自国の領域内に存在する世界遺産のための国際的援助を要請することができる（19条）。

世界遺産委員会が供与する援助の形態は、つぎの6種類である（22条）。

図 6-1 アジア・太平洋の文化遺産



ウズベキスタン——①イチャン・カラ C ②アハラ C バキスタン——①ラホールの城塞とシャリマール庭園 C ②タッタの歴史的建造物 C ③モヘンジヨーダロ遺跡 C ④ダフハイバーイの仏教遺跡, サティバフロリの遺跡 C ⑤タキシラ C ネパール——①サガルマータ国立公園 N ②カトランズの谷 C ③ロイヤル・チトワナの谷 C ④カトランズ C ⑤オラデオ国立公園 N ⑥エローラ洞窟寺院 C ⑦アジャンター洞窟寺院 C ⑧エレファンタ洞窟寺院 C ⑨ゴアの教会と修道院 C ⑩ハッタカルの建造物群 C ⑪ハンビの建造物群 C ⑫タンジヤフルのブリハディーシュワラ寺院 C ⑬マハーバリプラムの建造物群 C ⑭コナラクの太陽神寺院 C ⑮スンダルバンス国立公園 N ⑯カシランガ国立公園 N ⑰マナス野生動物保護区 N ⑱ナンダ・デビ国立公園 N ⑲サンチー仏教遺跡 C ⑳トゥア・ミナルと周辺の遺跡群 C ㉑マユーン廟 C ㉒バンダラデシュ——①ハブルールの仏教寺院遺跡 C ㉓ハブルールハートのモスク都市 C ㉔スリランカ——①シギリヤの古跡 C ㉕ボロンナルワの古跡 C ㉖シンハラジャ森林保護区 N ㉗キャンディの古跡 C ㉘ゴール日市街と城塞 C ㉙ダンブッラ石窟寺院 C ㉚ターティー——①エュタヤ遺跡と周辺の歴史地区 C ㉛スコタイ遺跡と周辺の歴史地区 C ㉜トゥンヤイ・ファイ・カ・ケン動物保護区 N ㉝バンチエン遺跡 C ㉞アンコール遺跡群 C ㉟ベトナム——①フェ C ㉟ハーロン湾 N インドネシア——①コモド国立公園 N ㉟ウジョン・クロン国立公園 N ㉟ボロンドール遺跡群 C ㉟プランバナン遺跡群 C ㉟フィリピン——①フィリピンのバロック様式の教会群 C ㉟トゥバハ岩礁海洋公園 N 中国——①故宮 C ㉟開口店の北京原人出土地 C ㉟秦山 N/C ㉟万里の長城 C ㉟秦始皇帝陵 C ㉟敦煌石窟 C ㉟黄山西 N/C ㉟武陵源(ウーリンスアン)の自然景観および歴史地区 N ㉟九寨溝(チウチャイゴウ)の自然景観および歴史地区 N ㉟黄龍(ファンロン)の自然景観および歴史地区 N ㉟逆夏山荘と外八廟 C ㉟ボタラ宮 C ㉟孔廟・孔林・孔府 C ㉟武当山の古建築群 C ㉟日本——①姫路城 C ㉟法隆寺地域の仏教建造物 C ㉟白神山地 N ㉟屋久島 N ㉟京都の文化財 C オーストリア——①カカドゥ国立公園 N/C ㉟クインズランドの湿润熱帶地域 N ㉟グレートバリアーフ N ㉟中東部オーストラリア熱帶雨林帶 N ㉟ロードハウ諸島 N ㉟ウルル・カタジュタ国立公園 N/C ㉟ウイランドラ湖地方 N/C ㉟タスマニア原生国立公園 N/C ㉟シーアクセス N ㉟フレーザー島 N ㉟リバースリーとナラコートの哺乳類の化石保存地区 N ㉟ニュージーランド——①テ・ワヒポウナム N ㉟トンガリロ国立公園 N/C

(N=自然遺産, C=文化遺産)

(出所) 日本ユネスコ協会連盟編『The World Heritage』(日本語版) 日本ユネスコ協会連盟 1995年 9~10ページ。

- (1) 当該世界遺産の保護、保存、整備および活用において生じる芸術上、学术上および技術上の問題に関する研究。
- (2) 作業が正しく実施されることを確保するための専門家、技術者および熟練工の提供。
- (3) 世界遺産の認定、保護、保存、整備および活用のための職員および専門家の養成。
- (4) 機材の供与。
- (5) 低利または無利子の長期貸付。
- (6) 返済を要しない補助金の供与。

なお、世界遺産条約は、世界遺産委員会という組織を設立したが、その計画および事業を実施するため「文化財の保存および修復の研究のための国際センター」(ローマセンター)、「記念物および遺跡に関する国際会議」(ICOMOS)、国際自然保護連合(IUCN)などの援助を受けている。また、多くのNGOが協力しており、それらの役割はすこぶる重要である。

4. 問題点

世界遺産条約に基づく世界遺産の保護については、いくつかの問題が指摘されている。

- (1) 世界遺産リストに載った場所に財政支援が集中し、他の場所にゆきわららない傾向にある(ロールスロイス公園と自動車公園)。
- (2) 今までに登録された世界遺産のうち、文化遺産が326件、自然遺産が97件と、前者が圧倒的に多い。自然遺産に対する脅威が全世界で強まっている状況の中で、こうした文化遺産と自然遺産のアンバランスは問題だと指摘されている。
- (3) クロアチアのブリトビチエ湖のように危機に瀕しているにもかかわらず、紛争地域のなかにあるために、人間が近づくことのできない世界遺産がある。

- (4) 発展途上国の世界遺産については、密漁、大量の観光客の訪問などの問題がある。
- (5) 登録のための審査基準が厳しすぎないか。ラムサール条約と比べると、その点が目立つ。
- (6) 地域的なアンバランスがある。すなわち、世界遺産がヨーロッパ、アフリカに多く、アジアに少ない。
- (7) 日本の国内の制度、行政組織との接続を見ると、自然遺産に関しては林野庁、文化庁、環境庁が、文化遺産については文化庁が所管しており、登録推薦や、登録後の管理と保護施策の実施は、縦割り行政の弊害を受けがちである。

このことに関連して、1995年9月にマレーシアを訪問し、ヒアリング調査をすることができたので報告しておきたい。

その調査目的は、1972年ユネスコ世界遺産条約へのマレーシアの法的対応ということである。マレーシアは日本より4年早く88年にこの条約を批准した。しかし、後から加入した日本が屋久島、白神山地、姫路城、法隆寺地域の仏教建造物、古都京都の文化財などをすでに登録済みであるのに対して、マレーシアはまだ一件も登録していない。なぜだろうか。こういう疑問をもって関係者にヒアリングした。その結果分かったことは、72年ユネスコ条約がマレーシアでは以外に評判が悪い、ということであった。マレーシア政府は88年10月に、「マラッカの歴史的遺産」(Malacca Townships) をユネスコに申請したがそれは拒絶された。

関係者は、登録手続が複雑すぎるのではないか、また、登録の基準がきびしそうないかという疑問をなげかけていた。さらに、登録された後、ユネスコから保存費用の援助を期待できるのだろうか、と述べていた。このマラッカの歴史的遺産については、再度登録手続にチャレンジする方針である、とのことであった。

ユネスコ条約のハードルが高いからその代りに地域的遺産（regional heritage）の登録制度がはじまつた。すなわち、ASEANで「ASEAN地域遺産

登録システム」がスタートし、マレーシアから3地域が登録されたのである（マラッカ歴史都市、サラワクのMULU渓谷、マレーシア半島中央原始ジャングル）。

こうした地域的遺産の仕組みがASEANではじまったことは、今まで日本で知られていなかったことである。ひき続き今後よく調査してみたい。

東南アジアで世界的遺産、ASEAN遺産の指定に熱心なのはひとつはそれによって外国からより多くの観光客を集めようという動機があると思われる。マレーシアでは文化・芸術・観光省という名前のとおり、その辺を一体的な行政で進めようとしている（日本では、観光は運輸省）。手ばなしで賞賛するわけにはいかないが、いい面、積極的な面は、日本にとっても大へん参考になると思われる。

III 動産文化財の盗取、不法輸出と国際的保護

文化遺産のうち埋蔵文化財および動産文化財の国際的保護については、1970年のユネスコ総会において採択された「文化財の不法な輸入、輸出および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約」（以下「1970年ユネスコ条約」という）がある。また、それを強化するために最近UNIDROITによって「盗取されまたは不法に輸出された文化財の国際的返還に関する条約草案」（以下「UNIDROIT条約草案」という）が検討され、95年6月26日にローマにおいて採択された。⁽⁴⁾

1. 社会的背景

日本国内のお寺、神社、博物館などで、貴重な文化財や美術品が盗まれ、後日外国で発見されたというニュースは珍しくない。こうした文化財の盗難は、世界的に見ても大変多い。そのなかでも、1911年8月に起きたルーブルのモナリザ盗難事件ほど有名なものはないであろう。ルーブル出入り職人（イタリア

人)は、その絵がナポレオンによって奪われたものと固く信じ、イタリアに取り戻すのが正義だと思い込み、盗んだのであった。13年にフィレンツェの古美術店に売りに現われたところを逮捕され、モナリザも無事保護された。

イギリスの Dulwich Picture Gallery が所蔵するあるレンブラントの絵は、1966年、73年、81年、83年と盗難にあい、86年にドイツ国内のある駅の遺失物置場で発見された。

さらに、最近話題を呼んでいるが、旧ソ連軍が第二次世界大戦後ドイツから持ち帰った戦利品の絵画74点の一般公開が、1995年3月30日からロシアのサンクトペテルブルグのエルミタージュ博物館で始まった。この中には、ドガ、ゴッホ、ルノワール、セザンヌ、マティスなどの作品が含まれているとのことで、ドイツは、それらの絵画の所有権はドイツにあると主張し、ロシアに対し返還を要求している。

このほか、埋蔵文化財が現地の住民によって違法に掘り出され、警察官もそれに加担し、世界の美術品市場に流出してくるという事例はたくさんある。例えば、ロンドンのオークションハウスを経て、非常に高い値段で流通するケースが増えている。

2. 1970年ユネスコ条約

文化財を盗難、盗掘および不法な輸出の危険から保護し、また、博物館や、古文書館が道義上の原則に従って収集を行なうことを約束するため、ユネスコは、1970年11月14日（第16回会期）に「文化財の不法な輸入、輸出および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約」を採択した。この条約にいう「文化財」とは、宗教的理由によるかどうかを問わず、各国が考古学上、先史学上、歴史上、文学上、美術上または科学上重要なものとして特に指定した物件で、一定の種類に属するものをいうとされている（1条）。一定の種類とは、一条に掲げられている。例えば、動物学上、植物学上、鉱物学上および解剖学上希少価値を有する収集品および標本ならびに古生物学上価

値を有する物件（a項）。なお絶滅の危機に瀕した種の生きた動物もこれに入ると考えられる。このほか、発掘された考古学上の物件（c項）、古器旧物（d項）、美術品（g項）、古い家具および楽器（k項）などが列挙されている。

不法な輸入、輸出および所有権譲渡から文化財を保護するため、1970年条約は、文化遺産の保護のための国内機関を設置し、輸出されてはならない文化財の表を作成すること（5条）、輸出許可証明書の添付がない文化財の輸出を禁止し、その事実を公示すること（6条）、他の締約国である当該文化財の原産国から非合法的に輸出された文化財の売渡しの申し出があった場合には当該締約国に対し、その旨を通報すること（7条a項）、他の締約国内の博物館、公共的記念物、その他類似の施設から盗取された所蔵品文化財の輸入を禁止すること、ならびに、原産国である締約国の要請により、輸入された盗取文化の回復・返還について適当な手段をとること（7条b項）、などについて、規定している。

このうち、特に7条b項は重要な規定で、「締約国は、原産国である締約国の要請により、当該両国についてこの条約が効力を生じた後に輸入された盗取文化の回復および返還について適当な手段をとることを約束する。ただし、要請締約国が、当該文化財の善意の購入者または当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。回復および返還の要請は、外交機関を通じて行なう」と明記している。

このほか、次のような規定も置く。外国による国土占領に直接または間接に起因する強制的な文化財の輸出および所有権譲渡は不法であるとみなす（11条）。

締約国は、自国の法律に従うことを条件として、次のことを約束する。

- (1) 文化財の不法な輸入または輸出を誘発するおそれのある所有権譲渡をすべての適当な手段によって防止すること。
- (2) 不法に輸出された文化財がその正当な所有者にすみやかに返還されるよう自国の権原のある機関が協力することを確保すること。
- (3) 亡失または盗取された文化財の正当な所有者またはその代理人が提起する当該文化財の回復の訴えを受理すること。

- (4) ある種の文化財に関し譲渡が禁止され、その結果輸出も禁止される物件として分類しおよび宣誓することは締約国の権利でありかつ時効が適用されることのない権利であると認めるものとし、当該文化財が輸出された場合には、当該締約国がそれを回収することについて便宜を図ること。

日本は1970年ユネスコ条約には加入していない。その条約の締約国は、発展途上国が多いといわれている。先進国では、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イタリア、スペイン、韓国などである。このうち、アメリカは、上院が72年に条約を批准する際、一方的解釈宣言を行ない、いくつかの規定の効力を弱めたり、新たな規定を加えたりした。例えば、州法上の文化財に関する権利関係を変えるものでないこと、文化財の輸出規制をするか否かの決定権を保留すること、私立美術館の収集については規制しないこと（National Gallery, The Library of Congress, Smithsonian Institutionだけが連邦の規制を受ける仕組みを維持）、各州の動産所有権取得のルールを変えないこと（nemo dat ruleとその例外の法理は、効力維持）、そのうえで、補償なしで盜難文化財の返還を実施するために必要な措置をとる用意ありと宣言した。その結果、条約と各州のルールとの抵触問題はなくなり、文化財以外の物の取得者との不均衡も回避された。

なお、イタリアは、条約を批准したが、国内法は制定していない。

3. UNIDROITにおける新条約草案策定経過

1970年ユネスコ条約には、当初狙ったように多くの国が加入してこなかった。その理由はいろいろあるが、70年条約は、善意の買主の保護に関する既存の国内法への影響と国際私法上の問題を提起し、それらを解決しなければ締約国になれないとする国が多かったこと、そしてそれらの問題の解決はUNIDROITで行なうのが適切だと考えられたこと、70年条約の規定の中には不明確なものがあること、適用範囲が不明確であり広く解すると文化財の合法的取引を侵害するおそれがあること、他国の輸出法規を尊重すべき旨の

規定はあるが具体的な措置は盗品についてしか規定していない、などといった批判があった。

そこでユネスコは1986年にUNIDROITに対して、文化財の国際的保護の問題の検討を要請し、それに基づいてUNIDROITは同年事務局による予備的検討を開始した。88年には、文化財の国際的保護に関する統一法の作成可能性を検討するためスタディーグループが設置され、90年までに3回の会合が開かれた。そして、その結果を踏まえて議論を進めるため、90年までに政府専門委員会を設置し、93年9月までに4回開催された。日本は、残念ながら政府専門委員会に参加せず、スタディーグループにも日本人の参加はなかった。アジア地域では、UNIDROITのメンバー国では、中国、インド、イラン、パキスタン、韓国およびトルコの6カ国が政府専門委員会に参加し、非メンバー国からは、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピンおよびタイの5カ国からオブザーバーが参加した。

1993年秋の第4回政府専門委員会でそのレベルでの作業は終り、同委員会で作成した条約草案をもとに、条約採択のための外交会議が95年6月にローマで開催された。日本は、この外交会議へ4名からなる政府代表団を派遣した。

ここで、UNIDROITとはどのような機関かについて、簡単に説明する。

UNIDROIT (Institute International pour l' Unification du Droit Prive) は、「私法統一国際協会」とよばれている。1926年にイタリア政府と国際連盟との間の協定によって設立された特別法人であったが、37年にイタリアが連盟を脱退したため、40年に新規定を定め、今日に至っている。加盟国の数は、93年末現在で55カ国。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ロシア、中国、韓国などが含まれている。日本は54年1月1日に加盟した。

事務局所在地は、イタリアのローマである。

その目的は、諸国の国内私法を調和し、調整する方法を研究し、また、統一私法の条約化、立法化を漸次準備することにある。

その経費は、イタリア政府の拠出金および加盟国の分担金等によってまかなわれている。

機関としては、総会、会長（イタリア政府が任命。任期5年）、理事会および常設委員会がある。専門的見地からの検討を行なう必要がある事項については、理事会は専門家委員会に付託することができる。専門委員会は研究が終わったら、予備草案を作成し、加盟各国に送付して意見を聞き、それに基づいて最終草案をまとめ各国に送付する。そして、最終段階として外交会議の招集がなされ、条約等の採択がなされる。今までに採択された条約には、「国際動産売買の統一法に関する条約」（1964年）、「旅行斡旋契約に関する国際協定」（70年）、「国際ファイナンスリースに関するUNIDROIT条約」（88年）などがある。ただし、これまでUNIDROITが作成した条約の中で、日本が締結したもののは一件もない。

4. 法の沿革と原状

動産文化財が盗まれ第三者に譲渡された場合の法的処理について、ローマ法では、*nemo dat quod non habet*（自ら持たざる物を与えることはできない）というルールであった。すなわち、第三者の善意取得は認められず、眞の所有者はどこまでも追求することが可能であった。これを、*nemo dat rule*とよんでいる。

これに対してゲルマン法では、ゲヴェーレ的制度であり、*Hand wahre Hand*という法格言に表現されているように、動産を任意に他人に渡した者は、その他人に対してだけ返還を請求することができ、盗まれたり、遺失の場合（これらを占有離脱物とよんだ）においては、第三者に対して不法行為的にどこまでも追求していくことができるとされていた。このように、ローマ法とゲルマン法とで、扱いがずいぶん異なる。

コモン・ローでは、ローマ法に近い考え方方が取られていて、盗品の善意取得は原則として不可能とされている。ただ、返還請求の訴えの期間の制限によって追求できなくなるということはある。イギリスは、1623年の法律で、6年間占有していた者に対しては訴えを提起することができないという、時

効の抗弁を認めた。アメリカでは、フランス民法を受け継いだルイジアナ州を除いて、各州とも盗品の善意取得を認めない。ただし、3~4年の訴訟時効の制度を設けるところが多いようである。

大陸法はどうか。フランス民法(1804年)は、盗品について3年間追求が可能である(2279条2項)。ただし、市場経由で取得した場合には、代価の弁償が必要である(2280条)。フランスでは、このほか1913年の歴史的記念物に関する法律によって、保護対象文化財は、一方で譲渡不可、時効取得不可とされ、他方で善意の買主は対価請求することができるものとされている。

オーストリア民法(1811年)は、ゲルマン法を反映し、原則的に追求可能とし、盗品については公の競売または同種の物を売る商人から善意で取得した者に対しては返還請求できないとされている。

ドイツ民法(1896年)は、盗品に善意取得を認めない。したがって、どこまでも追求可能である。代価弁償も不要である。ただし、公の競売手続で譲渡された物は、返還請求できない(935条)。

スイス(1912年)は、フランス式であるが、追求期間を5年にのばしている。代価弁償の規定もある。

イタリア民法(1942年)は、善意取得を占有委託物か占有離脱か、有償取得か無償取得かを問わず、広く認めている。しかし、国有財産については善意取得を否定している。イタリアでは、考古学的歴史的価値を有する物が発掘された場合、すべて国有財産になるものとしている(民法822条)。

さて、日本民法はどうか。2年(193条)、代価弁償(194条)の規定を見ると、年数が違うだけで、フランス法の直輸入であることが分かる。ほかに、古物営業法21条、古物商が公の市場または同種の物を扱う営業者から善意で譲り受けたときには、被害者は1年間は無償で返還請求できると規定し、質屋営業法にも同じ趣旨の規定がある。関連法規として、文化財保護法における、重要文化財の原則輸出禁止(44条)、埋蔵文化財の所有者不明のとき、国庫に帰属(63条)、遺失物の拾得(民法240条)、埋蔵物の発見(民法241条)、遺失物法などがある。

なお、国際私法では、善意取得の成否は、取得当時のその物の所在地法に

よるといわれている。

5. 条約草案の構成と内容

UNIDROITの条約草案は日本の民法でいうと、192条、193条、194条、そのあたりについて国際的に共通なルールを確立し、そして盗まれたものが国を越えて移動したというときに、その統一したルールで返還請求を認めようと、そういう目的が一つである。それともう一つは、全く新しいルールをつくろうということである。条約草案最初の第2章が「盗取された文化財の回復」ということであり、この第2章は民法でいうと、192条、193条、194条と密接に関連する部分である。少しあとになり、第3章に「不法に輸出された文化財の返還」というのがあるが、締約国から不法に輸出された文化財については、当該締約国が返還請求をすることができるものとしている。返還要求は、そのものが現に存在する他の締約国の裁判所、または権限がある当局に訴えを提起して行なう。一定の要件が証明されたならば、その文化財は元あった国に返還される、こういう規定である。こここのところが、従来なかつた新しい請求の形態を創設した部分である。このように、条約草案の中身は大きく分けて二つあり、第1は、盗まれた物の国際的返還、それから第2が不法に輸出された文化財の返還と、こういうことである。

まず、条約草案の第1章「適用範囲」、それから「定義」のところを見る。1条、2条は、全体に対する基礎的な部分であり、第1条では「この条約は、次の国際的性質を有する請求について適用する」とあり、(a)と(b)とに分けている。(a)が、「盗まれた文化財で締約国の領域から持ち去られたものの回復の請求」(b)は「文化財の輸出を規制する締約国の法令で文化財の文化的意義を規制の根拠とするものに違反して、当該締約国の領域から持ち去られたものの回復の請求」、こういうものである。ここで、「国際的性質」(international character)という文言があるが、要するに国内的な問題については適用しないということを意味しており、例えば日本の国内で盗まれてそれが

転々と流通し、現在そのものが日本の国内にある、といったケースは、この条約の対象とする問題ではないということである。日本で盗まれたものがアメリカとか、イギリスに渡って、今そちらの方にあるという、その返還を求めるというときにこの措置が取られるということである。

ただ、上記の例をいろいろ細かく見ていくと、こういう場合はどうかというようなことでいろいろ問題は出てくる。例の第1では、最初の所有者Xから盗んだAがその物をBに譲渡した。これは日本の国内である。そのBがどこかのオークションハウスを通して売りに出して、現在イギリスのYという人がそれを持っている。これは問題なく国際的性質ということであり、XはYに対してこの条約に基づいて請求することができる。Yが登場しないでB止まりであるならば、これは日本の民法の問題として考えれば足りるわけである。

それから例の第2は、イギリスで最初Xが有していたものをAが盗み、それが日本のBに譲渡され、現在日本のYが持っているという場合である。これもこの条約の適用対象となる。

第3の例は、日本と韓国で考え、日本が条約に入っており、韓国は入っていないと仮定しよう。こういう場合に、韓国で盗まれたものが日本の国内に入ってきて、それがイギリスに渡り、現在イギリスに存在すると仮定する。こういうときに元の所有者、これは韓国の住民だとすると、韓国の住民はイギリスの現占有者に対して、そのものの返還を請求することができるか。こういうことがまた問題になるが、これは1条の(a)で、「盗取された文化財で締約国の領域から持ち去られたものの回復の請求」に適用されるということであり、また日本は締約国だという仮定であるから、非締約国から盗まれ締約国の日本に入ってきて、それが他の締約国であるイギリスに渡り、そこに現在あるという場合であれば適用される。こういうことになってくる。このようにさまざまなケースが考えられるが、これは条約の適用範囲の問題である。

次に、2条に対象となる文化財の「定義」規定がある。どうもこれもはっきりしないところである。ユネスコの1970年条約の第1条には「文化財の定義」がなされている。(a)(b)(c)～(k)まで並んでおり、それらの種類に属し、か

つ、各国が特に指定した物件が文化財の範囲に入るということになっている。しかしUNIDROITの条約草案ではユネスコ条約の1条をそのまま持ってきてはいない。それを一つの例示として使っているだけである。この条約案の2条では、「この条約の適用上、『文化財』とは、ユネスコの条約第1条に掲げる種類に属するようなものをいう」と、規定している。このため、一部には、定義がはっきりしないという批判がある。もっとも、専門家委員会の説明文書を読むと、さまざまな意見をひとつの定義規定にまとめることは不可能であって、これでもやむをえない、と述べている。この条約の目的の枠の中で、具体的な先例の積み重ねによってははっきりさせていければいいのであって、最初から明確な範囲を定義することは非常に困難だし、そこまではできない、こんなことが書いてある。

次の第2章であるが、ここからは「盗取された文化財の回復」についての諸規定である。3条でまず基本的な規定が(1)である。「盗取された文化財の占有者は、これを返還しなければならない」。しかし、これは誰に返さなくてはいけないのか、あるいは反対に誰から請求することができるのか、ということが、どこを見ても書いてない。これについて専門家委員会の報告書を読むと、(どうもそれも国によって違うので、所有者はあまり問題ないかもしないが)例えば一時、美術館に出品のため預けてあったという場合に元の所有者に加えて、美術館も請求できるのかというようなこととか、あるいは銀行に金を借りるためにそれを担保に差し出している場合に盗まれたらどうかとか、いろんな問題が出てくるので、明文の規定にはしなかったのだ、という説明があった。

3条の(2)では、「この条約の適用上、不法に発掘された物件または適法に発掘され不法に保有されている物件は、盗取されたものとみなす」と規定している。これに対しては、もう一つの重要な部分である、不法に輸出された文化財についての返還の規定が5条以下にあるが、日本の文化財保護法にもあるとおり、発掘された文化財は輸出してはいけないというような規定を設ければ、5条以下の仕組みで返還請求ができるはずだ。だから、ここにいう規定を置く意味はないのではないかという批判が一部に出されている。

次に期間の制限であるが、3条の(3)では、「回復の請求は、請求者がその物件の所在および占有者を知った時、または合理的に知り得べきであった時から」何年、これは選択になっている。専門家委員会でも意見が分かれて、6月の外交会議の結論に委ねるということで二通りの案がでているが、短い方の一つは1年、もう一つは3年である。今度は長い方、「回復の請求は、いかなる場合においても、盗取の時から30年」、これも選択になっており、代替案は「50年内にしなければいけない」となっている。

短い方は1年と3年しかないが、日本の場合は民法で2年なので、ピタリとあてはまらないが、フランスの場合は3年だから、ちょうどうまくいく。ただ、起算点については、フランスも日本も同じであるが、盗まれた時という、その時点からスタートする。ここではそれと違い、「請求者がその物件の所在および占有者を知った時、または合理的に知り得べきであった時から」スタートする。客観的な判断がむつかしいのではないかと思われる。

(4)は、「公の収集品」についての特別規定であるが、もともと時効については、国によってずいぶん考え方が違っており、とくに古い文化の発祥地でありながら現在は発展途上国だという国々は、期間の制限を設けないで、回復請求を求めるべきであるという主張をしている。だから、30年とか50年どころではなくて、無制限、何年たとうが、返還請求できるんだという主張がそういう国々から出された。しかし、それでは取引の安全に反するのではないかというようなことで、また反論もあり、妥協の産物として(4)は、公の収集品については75年とした。ここも選択肢が設けられており、75年とする案と、期間の制限を受けないという二つの案が併記されている。このように公の収集品について非常に長い期間を認めようというのは、すぐ前の(3)の30年とか50年が、これでは短過ぎるからということで、そこから別枠として、こういう規定を置くということで妥協がなったようである。

しかし、この「公の収集品」とはどういうものをいうのかということで、そこに挙げられているものを見ると、これも選択になっているが、(4)(i)は「締約国または地方政府もしくは地域政府の財産」になっているもの。これ

は明確である。下に行くに従ってだんだんぼやけてくるが、(ii)は、「締約国または地方政府もしくは地域政府が実質的に資金を支出している機関」。(iii)は、国家的に（「公的に」、「特別に」の代表案あり）特別に重要であると認定している非営利の機関」。(iv)に「宗教的機関」。そこら辺まで入ってくると、もうほとんどこの(4)が適用されることになってしまう。その結果、個人的な収集品はもちろん除かれるけれども、重要なものは大体こちらの長い期間でいくということになってしまう。ここをこんなに大きく広げていいものかどうかということが問題だと思う。

4条では補償の支払いを受ける権利を占有者に認めている。これは日本の民法194条に代価の支払い請求が規定されているが、それともちょっと違う。中身を見ると、「返還を求められた盗取された文化財の占有者は、回復の時に請求者から公正かつ合理的な補償の支払いを受ける権利を有する。ただし、それは占有者が当該文化財が盗取されたことを知らず、かつ合理的に知り得べきであったとはいえない場合で、その文化財を取得する時に占有者が正当な注意を払ったことを証明することができる時に限る」とし、非常に狭い範囲でのみこういう支払い請求ができるようになっている。だから、これも専門家委員会の解説によると、これは途上国向けの記述かもしれないが、ほとんどの場合こういう補償請求というものが成立することはないんだと、こんなことを書いている。先進国でもドイツは、自国の民法がそうなっているので補償の規定はいらないという意見である。発展途上国にとっては盗まれたものが他国に行って、高い金を出さないと取り戻せないというのは困るわけで、補償の規定なんかいらないという主張がそういう国々から強く出されたのである。これも妥協の結果、こういうふうに公正かつ合理的な補償の支払いという規定が入った。しかし、それは非常に限られた場合だけしか認められない。

4条2項に、占有者が正当な注意を払ったかどうかの判断要素が規定されている。「当事者の性質、支払われた価格、占有者が合理的に利用可能であった盗取された文化財の登録簿を調査したかどうか、その他一切の関連する情報および文書であって占有者が合理的に得ることができたであろうものを含

む取得の状況を考慮しなければならない」と。

以上が盗まれた文化財の返還に関する諸規定である。

次は、「不法に輸出された文化財の返還」であるが、これは今までの国際法制度にはなかった新しいタイプの請求権を創設するものであり、5条に書かれているとおり、(1)(a)が一番典型的な例であるが、例えばA国の輸出規制法——文化財の保護ということを目的とするものに限る——に反して文化財がB国に輸出され現在B国に存在する場合にはA国が原告となって、B国の裁判所またはその他権限ある当局に対して、そのものを返せということをB国のその物の占有者に命ずることを請求することができる、というのがこの規定である。ということは、仮にB国の裁判所にその訴えがなされたとすると、B国の裁判所はA国の輸出法規違反ということを踏まえて、それを根拠にして返還命令を出すのである。これは他国の合法的な規制が決め手になり、理由となって返還命令請求を認めることになるものである。こういう法的手法例は今までほとんどなかったと、専門家委員会の説明書には書かれてある。

この新しい請求権が盗取された場合の返還請求権と比べて少し違うのは、盗取された場合にはあまり細かい理由はいらない。その物が盗まれたという事実だけでよい。ところが、こちらの方は5条(2)にあるとおり、実質的な要件を充すことが必要である。「要求を受けた国の裁判所その他権限のある当局は、要求国が、その領域からの文化財の持ち去りが次に掲げる利益を著しく害すること、または当該文化財が要求国にとって極めて高い文化的な重要性を有することを証明した場合には、返還を命じなければいけない」ということで、(a), (b), (c)および(d)と四つの利益を列挙している。これが立証されることが必要だということで、盗取の場合とは少し違う。

この請求権についても、期間の制限がある。(4)で、選択肢になっているが、短い方が1年または3年。長い方は輸出の日から30年または50年と、それぞれ二つの案が出されている。

6条では、右のような実質的な要件が満たされた場合であっても、「要件を受けた国の裁判所その他権限ある当局は、次のような時には文化財の返還

を命ずることを拒絶することができる」と規定している。すなわち、ひとつは、その文化財が、要求を受けた国の文化に、より密接な関係を有する場合(a)。(b)では、「その文化財が、要求国の領域から不法に持ち去られる前に、要求を受けた国から不法に持ち去られたものであったとき」をあげている。こういうようなときには返還を命ずることを拒絶することができるのである。

8条では、盗取の場合と同様に、返還しなければならないときに、「その文化財の占有者は、公正かつ合理的な補償の支払いを受ける権利を有する」と規定している((1)の前段)。しかし、それは「占有者が、取得時において当該文化財が不法に持ち去られたものであることを知らず、かつ合理的に知り得べきであったとはいえない場合に限る」とされている((1)の後段)。補償請求をする占有者は、このことをはっきりさせなければいけないわけで、かなりの負担になるだろう。

同条(3)では、「占有者は、補償を求める代わりに、要求国との合意により、文化財を当該国に返還する時に、次のようなことを決定することができる」と規定されている。例えば「当該文化財の所有権を保有すること」(a)。これがどんな意味があるのかは、よくわからない。例えばA国の輸出法規に違反してB国に持ち込まれた文化財をB国のCという私人が取得して持っている場合を仮定しよう。CがA国にその物を返すけれども、所有権はCに残る、ということを約束することができる。この場合、CがA国内に建物を持っていたとすると、そこにそのものを展示して、美術館なり、博物館にすることが可能である。要するに物理的所在をA国に戻しさえすればよい。そういう活用の仕方が考えられる。

もう一つは、(b)であるが、「占有者の選択した要求国の住民で必要な保証を提供する者に対し、有償または無償で所有権を移転すること」。何しろその物がA国の中にありさえすればいいわけであるから、先ほどの例でいうと、Cが信頼できると考える住民がA国に存在する場合には、その者に頼んでA国の中でそれを公開する、展示してもらうということを前提にして、所有権をその住民に移転する、こういうことである。そういう(a)や(b)の場合で

あれば、それはそれでよろしいというのがこの規定の意味である。

その他細かい規定もあるが、大筋はそんなところである。これを要するに、大きく分けて、盗取された文化財の返還と、今のように文化財保護を目的とする輸出規制関連法に違反して、外国に持ち出された文化財の返還と、こういう二つの領域から成っている。

あと最後の10条に、「この条約は、締約国が、盗取されまたは不法に輸出された文化財の回復または返還について、この条約の定めより有利な規則を適用することを妨げない」と規定されている。これは取り戻す側にとって有利な規則という意味である。例えば現在のドイツの民法では、日本やフランスと違い、占有離脱物については、取り戻す時に補償はいらない、ただで取り戻せるという制度になっている。しかし、この条約草案では補償がいるということになっている。だから、ドイツがこれとは違って補償なしで取り戻せるということを定めることは妨げないという趣旨である。

日本は民法が2年なので、仮に短期の方の期間制限が3年となった場合に、それを2年に短縮することになると、これは返還請求をする方にとってより迅速にやらなくてはいけないということであるから、10条でいうこの定めよりも有利な規則ということではなくて、逆に不利ということになるので、それは許さないということになる。

ということで、日本の民法との関連が出てくるわけであるが、それについては、この国際条約で定める内容と、現行の日本の民法の192条以下の規定とは食い違うことはかまわないんだというふうに、わりきって考えれば、もう問題はありませんといつよいであろう。しかし、日本の民法とずれるのは困るという意見もある。でも、それをあまりつよく言い出すと、こういう条約は実現できない。そうすると、条約は条約としてできたとして、民法など国内法の方を条約に合わせて改正すべきだということになるのかもしれない。

ここで「各国、各団体の反応」がどうなっているかということについて紹介する。この条約草案に対しては、エジプトとか、中国、イランという古い文明国で、現在は発展途上国である国々から意見が出されている。例えばエ

エジプトは、要求国にとって特に重要な文化財とか、あるいは100年を超える考古学的な出土品については、条約を適用すべきである、という意見を出している。こうなると、ロンドンの大英博物館に展示されているエジプトの文化財はエジプトに返さなくてはいけないことになってくる。中国は、基本的には要求国の立場に立って、期間はできるだけ長くすべきであるということを主張している。

イランは、補償の規定はいらないと主張している。これはイスラム教に関係があるのか、どういう経路を経てても、盗まれたものとか、あるいは不法に輸出されたものを入手し、所持している者は、神の罰を受けることはあっても、補償されるようなことはあり得ないんだ、というようなことを、述べている。

あとブラジルもかなり要求国の立場を強く出している。

日本民法の盗取の場合の規定は、元々はフランス法からの輸入だった。そのフランスはどうかというと、基本的にこの条約案に賛成のようである。この3年、30年はフランス民法の3年、それから30年は訴権の時効の30年に合っている。ただ、起算点はちょっと違う。だから、フランスにとっては、それほど抵抗なく受け入れができる案ではないかと思う。

イタリアも、基本的には被害国の立場に立って、フランスに同調しているように見える。

ドイツは民法上は補償はいらないということであるが、先ほど述べたように条約草案の10条にあるように、より有利な規定を持つということは妨げないということなので、ドイツもあまり抵抗なく受け入れられるのではないかと予想できる。

アメリカは、専門家委員会の報告書などを見ると、ずいぶん細かいことをたくさん主張している。たとえば、不法に発掘された文化財は盗取や不法輸出の文化財とかなり性質が違うから、別の章でまとめて規定すべきであるとか、それから「請求者」、「占有者」、あるいは「盗取」などの言葉の意味をはっきりさせる定義規定を置くべきだ、というようなことをいっている。

民間団体を見ると、ロンドンにある The Art Trade Liason Committee とか、The International Association of Dealers in Ancient Art は基本的にこういう条約は不用だという考え方である。美術品、文化財の国際的な流通をますます盛んにすべきであり、自由な貿易を閉ざすべきでない、こういう基本的な立場である。具体的にも、現在博物館の倉庫に眠っている重複文化財を市場に出すべきであるとか、また文化財の輸出を全面禁止にするのではなくて、合理的な制限をかけた輸出を認めるべきであるというようなことを主張している。

さて、日本はどう考えたらいいのか。並存論と整合性必要論の二つが考えられる。整合性が必要だという考え方だと、民法など既存の国内法との整合性が不可欠であって、このままではこの条約は受け入れられないということになる。あるいは条約は受け入れるけれども、民法など国内法の改正が不可欠だと、そういうことを強調する考え方である。しかし、それを議論していくと、いつまでたっても国際的な協力の枠組みというものはできないのではないかと思われる。そこで、並存論を考慮することが大事になってくる。この条約案の規定は国際的な文化財の移動だけに適用されるものであって、新たに創設される特別の返還請求の手続きと規範である。したがって、既存の民法などと内容が異なっていてもかまわないのではないかと考えるのである。

それに日本民法の母国フランスは、条約案の策定に向けて努力をしているし、ドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリア、オランダその他の大陸法系の国々も同様な姿勢をとっている。それからイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、インド、イギリスなどコモンローの諸国も同様である。元々の動産文化財が盗取された場合の法的解決については、大陸法系と英米法系とで大きな考え方の違いがあったが、この条約草案の検討の場では、各国がかなり協調的、協力的な姿勢を示している。ということで、大陸法、英米法という違い、また、文化財の輸出国、輸入国という違い、先進国と発展途上国、そういう垣根を取り除いて協力し合うということが必要ではないかと思う。国際的な文化財保護ということからいっても、条約の成立に貢献す

べきではないか。こんなふうに考えるのが並存論である。

6. 採択された条約の内容について

1995年6月23日にローマにおいて採択された「盗取されまたは不法に輸出された文化財の返還に関するUNIDROIT条約」の具体的な内容については、別の論文で述べたので、それにゆずることとする。⁽⁵⁾

なお、1995年9月にマレーシアのこの条約に対する対応について、クアラルンプールでヒアリング調査をした。それによれば、70年の「文化財の不法な輸入、輸出および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関するUNIDROIT条約」については、まだ批准がなされていない。批准に向けて調整中ということであった。

〔注〕

(1) この法律については、

文化庁『文化財保護の現状と問題』大蔵省印刷局 1970年；「特集・文化財の保護」(『ジュリスト』第544号 1973年10月)；「特集・文化財の保存と再生」(『ジュリスト』第710号 1980年2月)；木原啓吉『歴史的環境』岩波書店 1982年；椎名慎太郎『歴史を保存する』講談社 1983年；文化庁『わが国の文化と文化行政』ぎょうせい 1988年；木原啓吉『ナショナル・トラスト』三省堂 1992年；椎名慎太郎『精説文化財保護法』新日本法規 1977年；和田勝彦「文化財保護制度概説」(『文化財保護の実務』柏書房 1979年；日本土地法学会『環境アセスメント・埋蔵文化財と法』有斐閣 1982年；椎名慎太郎ほか『文化・学術法』(『現代行政法学全集』25) ぎょうせい 1986年。

(2) この条約については、次の資料が分かりやすく参考になる。

『世界遺産条約資料集3』財団法人・日本自然保護協会 1994年；『世界の遺産マップ』社団法人・日本ユネスコ協会連盟 1995年。

(3) 登録基準は次のとおりである(『世界の遺産マップ』4ページ)。

〔文化遺産の登録基準〕

① 独特の芸術的成果を示すもの。

例：素晴らしい装飾が施されているイスファハン(イラン)

- ② 建築や都市計画・景観に大きな影響を及ぼしたもの。

例：ロマネスク様式を代表するサントマドレーヌ寺院（フランス）

- ③ 消滅した文明や文化的伝統の証拠を示すもの。

例：インカ帝国の遺構と考えられるマチュピチュ遺跡（ペルー）

- ④ ある様式の建築物あるいは景観のすぐれた見本となるもの。

例：故宫（中国）

- ⑤ 単一あるいは複数の文化を代表する伝統的な集落、土地利用を示すもの。

例：メサベルデ国立公園のアメリカ先住民の穴居集落（アメリカ合衆国）

- ⑥ すぐれて普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術に関するもの。

例：アウシュビッツ強制収容所（ポーランド）

〔自然遺産の登録基準〕

- ① 生命進化の記録、重要な進行中の地質学的・地形形成過程あるいは重要な地形学的・自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること。

例：グランドキャニオン国立公園（アメリカ合衆国）

- ② 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において、重要な進行中の生態学的・生物学的過程を代表する顕著な見本であること。

例：三葉虫の化石があるヨークー国立公園（カナダ）

- ③ 類例を見ない自然の美しさ、または美観的にみてすぐれた自然現象・あるいは地域を包含すること。

例：グレートバリアリーフ（オーストラリア）

- ④ 学術的・保全的視点からみて、すぐれて普遍的価値をもち、絶滅のおそれのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとって、とくに重要な自然の生息生育地を包含すること。

例：シロサイが生息するキリマンジャロ国立公園（タンザニア）

- (4) くわしくは、拙稿「文化財の越境移動と善意取得——文化財の国際保護に関するUNIDROIT条約草案の検討」（『明治学院大学法律科学研究所年報』第11号 1995年）39ページ；同「盗取・不法輸出文化財の返還条約」（『ジュリスト』第1078号 1995年11月）90ページをごらんいただきたい。なお、関連する論文に、河野俊行「文化財の国際的保護と国際取引規制」（『国際法外交雑誌』第91巻第4号 1992年10月）685ページがある。

- (5) 拙稿「盗取・不法輸出文化財……」。